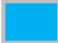


小児科医師偏在指標（令和8年4月版）

（都道府県別）

 下位33.3%

都道府県コード	都道府県	小児科医師 偏在指標
00	全国	126.0
01	北海道	130.7
02	青森県	113.5
03	岩手県	119.9
04	宮城県	118.2
05	秋田県	152.7
06	山形県	117.5
07	福島県	117.6
08	茨城県	109.7
09	栃木県	127.3
10	群馬県	139.0
11	埼玉県	107.3
12	千葉県	101.3
13	東京都	155.8
14	神奈川県	120.1
15	新潟県	125.4
16	富山県	140.1
17	石川県	120.5
18	福井県	137.2
19	山梨県	144.7
20	長野県	143.9
21	岐阜県	125.3
22	静岡県	109.7
23	愛知県	106.0

都道府県コード	都道府県	小児科医師 偏在指標
24	三重県	120.5
25	滋賀県	131.4
26	京都府	163.1
27	大阪府	127.0
28	兵庫県	143.0
29	奈良県	131.8
30	和歌山県	140.1
31	鳥取県	173.7
32	島根県	130.4
33	岡山県	129.3
34	広島県	111.2
35	山口県	116.5
36	徳島県	128.6
37	香川県	136.6
38	愛媛県	132.0
39	高知県	150.7
40	福岡県	126.7
41	佐賀県	118.2
42	長崎県	141.8
43	熊本県	114.0
44	大分県	129.1
45	宮崎県	110.6
46	鹿児島県	106.1
47	沖縄県	108.6

※下位33.3%の閾値を118.8と設定している。

（小児科医師偏在指標について）

小児科医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、小児科医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に理解した上で、活用する必要がある。